

平成29年度 第9回(12月)名張市教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	平成29年11月27日(月) 午前 9時00分 開始 午前 10時50分 終了
3. 出席者	上島和久教育長、福田みゆき委員、松尾真由美委員、瀧永善樹委員、川原尚子委員
4. 欠席者	
5. 事務局	高嶋正広教育次長、草合要平教育改革担当理事、合田卓也スポーツ推進担当監兼国体準備室長、内匠勝也教育総務室長、中森早苗学校教育室長、上谷典秀教育センター長、西山正彦文化生涯学習室長、宮前浩幸図書館長、田中弘二市民スポーツ室長、福本耕平教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 議事	下記のとおり

(教育長) 只今から平成29年度第9回の定例教育委員会をはじめたいと思いますが、議事に入る前に本日の会議の公開についてお諮りをいたしたいと思います。

本日の事項中、協議の項及びその他の項の中で、義務就学者の就学校の変更について並びにその他の項の児童生徒の問題行動につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定によりまして非公開とすることを提案いたしたいと思いますが、委員の皆様方ご異議ございませんか。

(委員) 異議なし

(教育長) ありがとうございます。ご異議がないようですので、これらの案件につきましては非公開として本日の会議を進行することといたします。それでは事項書に基づきまして議事を進行したいと思います。まず1報告第21号、臨時代理した事件(平成29年度12月補正予算の要求)の承認につきまして、事務局から説明をお願いします。

1. 報告

第20号臨時代理した事件(平成29年度12月補正予算の要求)の承認について
(事務局 説明)

(教育長) それでは説明が終わりました。委員の皆さん方何かご質問ご意見等ございましたらお出してください。

(委員) 2ページの県からの小中一貫教育の委託金が14万3千円減額されたと考えてよろしいんですね。それによって印刷製本費が15万円減額になっているわけですが、それによって何か大事な資料とか、そういうものが作成できないとかいう心配はないんで

しょうか。

(事務局) これにつきましては、小中一貫のリーフレット等を作成する予定をしておりますが、この範囲内でできると思います。

(委員) できるんですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

(委員) 3ページの方の赤目の峡谷復旧ということで、これは教育委員会の管轄になるということでしょうか。どういう分類になるかちょっと教えていただけたら。

(事務局) 赤目の峡谷につきましては、国の指定をいただきまして文化財という形になっております。名張の名に勝つで名勝という扱いになっておりまして、大正14年10月8日と大変古いですが、その時から指定を受けている形になっておりまして、管理者は名張市になっております。

今回の被害につきましては、先程からもありましたように、遊歩道も道路も損傷とか、手すりも損傷、本当に谷川から色々流れてきまして。この場をお借りしまして、それ以外にも2件ちょっと文化財の関係で台風の被害がありましたので、直接市がするわけじゃありませんけれど、報告させていただきたいと思います。

1点は美旗古墳群の中の馬塚でございますが、馬塚に隣接する私有地、駐車場の方が崩落しまして、がれきと土砂等が侵入している、台風の被害をうけているということでございます。

もう1点は登録有形文化財、建造物でございますが、上八町でございます梅田家住宅の蔵の漆喰の方が、1部損傷したという形で、教育委員会の方にいずれも報告が有りまして、市の方で修繕ができませんので、馬塚につきましては隣接する駐車場の所有者の方が工事をする、また梅田家につきましては本人さんの方で修理をしていただくという形で聞いております。以上でございます。

(委員) 歳入の国庫補助金の項目についてお尋ねします。かっこ書きでインクルーシブ教育システム推進事業とございます。これについて管轄の部署、それからどういう歳入のものなのか、それが更にどういう目途で歳出になるものか、教えてください。

(事務局) 詳しい内容は教育センターの方からまたお答えをさせていただきますが、こちらにつきましてはいわゆる自立支援員等の賃金に充てるものでございます。4月に遡って今回この補助金を認めていただきましたもので、今現在、既に動いていただいている自立支援員等の賃金に充てさせていただいています。

(事務局) 当初、子どもの介助にあたる関係と、特別支援に関わる関係の臨時職員につきまして、国の方から補助金がでるということで申請していたものが下りてきたという事で、すでに当初予算の方にあげていたんですが、国庫補助が出たのでまた歳入としてあがったということです。

(委員) 詳細な点で追加してお尋ねですが、何人分ですか。要は特別支援それから、子どもの介助何人分に対して、そしてこの補正の分というのは、更に賃金何人分。どういう対応になっているか教えてください。

(事務局) はい、医療費、医療的ケアのための看護配置ということで、百合小についている学校支援看護師につきまして3分の1の補助がでています。それから発達障がいのアドバイザー配置に関わる補助金ということで、それにつきましては発達障がいアドバイザーとして、ぱりっ子教室等に関わるセンターの職員の分ということで、それにつきましては99万7,000円の3分の1。それから先程の医療的ケアのための補助金につきましては210万のうちの3分の1。この補助金によって補てんするという事です。

(教育長) ということは、これが国から入ってくるのが遅くなったわけですけども、つくであろうという見込みの中で、市担でそれを賄っているということによろしいですね。

(事務局) その通りでございます。

(教育長) 他いかがですか。ちょっと私から聞きたいんですけど、3ページの所の追加の所の寄付金の48万7,000円って、これは何だったのかな。

(事務局) 赤目の溪谷保勝会さんのから寄付という形で、工事費の負担をいただくという形になっております。

(教育長) 赤目の溪谷所轄。

(事務局) はい溪谷所轄です。

(教育長) はい、他よろしいですか。それでは無いようでございますので、この件につきましての件は報告ということでございますので、承認の方はよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) それでは続きまして2番目の協議に入りたいと思います。(1)名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定につきまして、教育総務室から当日配布の文書を参考にしながら、よろしくお願ひしたいと思います。

2. 協議

(1) 名張市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい。それでは説明が終わりました。以前に作成してありました名張市運営協議会規則につきまして、国からの新たな規則の制定ということがありまして、文言を

じめ、内容に修正を加えさせてもらったということですが、委員の皆様方から何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

(委員) 新案、旧案の比較表を拝見しまして、1 ページ目でご質問です。設置等、第3条につきまして、旧の第3条の第3項では指定の期間という事の文言が見られます。新規則の方ではこれに該当するものが見受けられないのですが、その理由について教えてください。

(事務局) これは私共の今の考えとしましては努力義務ですので、指定しなければならないというようなことではございません。ですので、あくまでも教育委員会としては、今回は設置、各学校に設置について促していくということですので、指定するという行為はなくなるということです。

(教育長) よろしいでしょうか。かっこ書きで入れてくれてあります、旧の方は指定。新の方は設置等という形にかわっているところということですが、今の説明でよろしいでしょうか。

(委員) 次の点でご質問です。2 ページ目の第6条の第2項です。第2項の所で協議会とはあります、3行目ですが協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならないとありまして、結果についての情報開示の義務、努力義務を定めているかと理解できるのですがけれども、協議のプロセスについての情報公開という事についてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局) 基本的に協議会については前回からもそうでございますが、公開でやっていたかどうかということで、全て公開ということ。それはそれぞれの協議会の方で案件によって非公開と。どうしても個人情報等の関係で非公開とされる場合があるかと思えます。基本的にはプロセスというか、協議につきましては大前提公開という形で進めていくというところには変わりがないとさせていただきます。

(委員) よく理解できました。そのことについてふれてある条項はありますか。規則の中で協議会の運営については、基本的に住民どなたでも参加できるような公開というようなことについて、触れてある文言がちょっと見受けられないのですが、それはどこに反映されていると考えたらよろしいでしょうか。

(事務局) ちょっと私もその部分、自分の思い込みで今ちょっと言わしていただいたと思うんですけど。確か法律では公開ということが、大前提であったように思います。その部分については、もう1度確認させていただきたいと思います。

(委員) これは13条のところでおっしゃっていることと重なりますか。公開とあるところですけど。

(事務局) ちょっと私も失念しておりました。先程私がいいましたように、特別の事情がない限り公開するという事です。大変失礼いたしました。

(委員) そうしましたら協議会の公開は、13条で規定されているんですけど、そこへ参加できなかった方については、情報公開のチャンスがないというような理解でよろしいでしょうか。要は細かい事ですけども協議会でどういう議案が話をされたかというそのプロセスについて、その結果だけでなくでですね、どういう案件がどういう事で話をされているか、これ14条ということに含まれると考える。そのあたりも教えていただきたいんですけども。要はずっと継続審議になっている案件がですね、結果が出るまでは何も紙に書いたものが出てこない。会議に参加している人、そこに傍聴に行った人しか分かっていないということであれば、ずっと長く審議が続いて非常に重要な案件であるにもかかわらず、そういったことに参加できない方が情報を得る機会がないということになるので、そのことについての質問です。

(事務局) ここに書いてありますように、毎回の会議終了後に公開できる部分については公開するというようにしておりますので、そのプロセスについて全てを非公開の分まですぐに公開するというのは難しいのではないかなど。これは私の個人的な意見でということになるかもしれませんけれど。

(事務局) 今現在、つつじが丘小学校、南中学校におきまして、すでに学校運営協議会を実施いたしておりますけれども、この条項にもございます協議結果等について市の教育委員会の方に報告をいただくのと合わせまして、学校の方からですね、ホームページ等でこの協議会の内容につきまして公開をしていただいております。これから新たに設置をする協議会につきましても、同様の形で情報公開をしていただければいいものと考えております。

(委員) はい。今のご説明でよくわかりました。運用上実際にはなさっておられるという例をご紹介いただいたと思いますが、教育委員会に会議の内容を報告するという事では第4条がありますので、その旨は理解できたのですが、学校の方で、ホームページで自主的に公開されている場合はいいのですが、案件によっては公開しない、それからなんて言いますか、教育委員会には報告するけれども教育委員会側の方でそれを公にしないというようなことがあり得る可能性がある、あり得るのではないかと。案件によってはですね、そこのあたり非常に難しい所だと思うのですが、何らかの形で最低限会議の報告について一般に公開できるような文言をちょっと検討していただけないかという要望です。

(事務局) はい。今ご意見をいただきました。先程もいいました次回最終議案として提出させていただきますので、まだ一部本日より文言等の修正も出てこようかと思っております。その内容も含めて示させていただきたいと思っております。

(委員) 2点お願いを致します。全体的な総称として、指定学校から対象学校という呼び名に変わっているわけですが、これは国からのそういう言葉の使い方があるのか、名張独自

で対象学校という言葉の使い方をさせていただいているのかというのが1点と、それから委員の組織なんですが、まちづくり協議会の方から数名でいただくというようなことでございますが、それはあくまでも個人に対しての委嘱なのか、まちづくりの組織の例えばメンバーでということ、もしその方が都合が悪ければ代わりの方が出てくるということを考えていただいているのか、あくまでも個人が欠席であればそれは欠席ということになるのかそのあたりを教えていただきたいと思います。

(事務局) 1点目の対象学校につきましては、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中にも対象学校と書かれておまして、これをそのまま使わせていただいております。あと委員につきましては、一応地域づくり組織の代表の方というような形でやっておりますので、個人といいますか組織の代表というような形で考えております。

(事務局) 一般的な考え方としましては、確かに個人的なところありますが、やはりいわゆる会長であるとか、副会長であるとか、〇〇委員さんということでそこで代職という形がでてくる。ただ委員として任命させていただく場合につきましては、基本的にはこれは市の方でもそうですけれど、その人の代理ということは難しい。〇〇協議会の会長である〇〇さん、ただ役職そのことで変わられたら当然のことながら人も変わっていく形になるのかなという理解をさせていただきました。

(委員) 今の部分、また3項で社会教育法という部分が追加されているんですけども、具体的にはどういった役割の方にあたるか教えていただきたいと思います。

(教育長) 第7条の(3)のところ。

(委員) はい。社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員、あと当該対象学校の運営に資する活動を行うもの、実際どういう具体的な名称を教えていただけたら、ちょっとイメージがわからないので。

(事務局) 地域学校協働活動推進員につきましては学校と地域を結んでいただく役割を持っていただく方ということ。ボランティアさんもこの地域学校協働活動推進員その他の運営に資する活動を行なうものにあたります。学校協働活動推進員は、運営をしていく上で、非常に重要な方になってくる。その方によりましてですね、学校と地域の連携を図っていただく。推進していただくというような活動をしていただく方ということでございます。

(教育長) ボランティア活動は(5)のところにあがっているわけですが、これとは違ったかたちのという認識をとっているわけですね。

(委員) 今の質問に付け加えて具体的に地域学校協働活動推進員というのは、現状何人いらっしゃいますか。把握されている人数を教えてください。

(事務局) 私も確定はできませんけれども、今のところですね、地域学校協働活動推進員さ

んという方についてはお見えにならないと思います。

(教育長) 今の所この(3)は該当者がいないということですか。

(委員) 地域ボランティアでいてくださるコーディネーターさんを指しているのではないですか。例えば百合が丘、梅が丘では現実いらっしゃいますけれどね。

(事務局) はい。おっしゃっていただきました正式に地域学校協働活動推進員という名称の方はですね、おみえにならないと思いますけれども、先程委員がおっしゃっていただきましたように、そういったコーディネーターの方、ボランティアさんを東ねていただくようなそういった方を指していると理解しております。

(教育長) ここに書いてくれてあるように、社会教育法の第9条の7第1項に規定するとあがっているわけですから、委員としては3番目にあがっているわけですので、この学校運営協議会を設置する場合は、この委員さんはこういう人に委嘱するということをきちっと理解してもらっておく方がいいのではないかなと。つつじが丘小と南中学校のことについては分かりませんが、こういう規定があがってきた以上はですね、今後このことをきちっとあげてもらって、その委員をもって10名以内ということがあるんですが、1～6項目で上がってる中で誰がどの項目に該当する人なのかということを確認しておく方が良くはないのかなというふうに思うところですが、よろしいでしょうか。

(事務局) はい、先程も申し上げましたが、もう1度改めて提出させていただきますので、その部分についても意見として受け承らせていただきます。

(委員) 追加しまして、第7条第2項の3行目の地域づくり組織ということについて教えてください。これはいわゆるまちづくり何々とかですね、そういうことを指しているんだろうと思うのですが、地域づくり組織という言葉が市の規則ですとかそういったことで通常の言葉として使われている言葉なのか、そのあたりもちょっと土地勘がないのでわからないので教えてください。どの範囲までことなのか不明瞭な感じがいたします。

(事務局) 名張市では、今現在15の地域づくり組織がございます。これは名張市特有のものでございまして、その方々に積極的に参画をいただく。またできましたら私共の考え方は地域づくり組織の会長さんに、この協議会の会長になっていただく。全国的などうか法律ということではなく、名張市独特の地域づくり組織という組織を指しているということです。

(教育長) 他よろしでしょうか。それでは今日の意見を参考にしていただきまして、改めてですね、次回の委員会の方で提案していただく。今日、委員の皆さん方から賜りました意見を十分参考にしていただきまして、次回よろしく再提案していただきますようよろしくお願いいたします。

(委員) しめられたのに申し訳ないんですが、先程の件でちょっと13条の上ですね、12条の7項。会議録を作成し対象学校が保存とあるのですけれども、その会議録を閲覧することの請求、それから誰が閲覧できるかということについても、これ保存する限りは何かいるのではないかと、そういったあたりも検討していただければと思います。

(教育長) はい。よろしいでしょうか。そういうことで次回再提案という事でよろしくお願ひします。この項を一応協議しましたけれど、更に継続審議ということをお願いしたいと思ひます。

(教育長) 続きまして(2)義務就学者の就学校の変更についてを議題と致したいと思ひます。

(2) 義務就学者の就学校の変更について 【非公開】

3. その他

(1) 第二次名張市子ども教育ビジョン進捗状況報告について

(事務局 説明)

(教育長) 説明が終わりました。この件に関しまして、委員の皆さん方からご意見ご質問等ございましたらお出してください。はい。

(委員) はい、すいません。まだ詳しく内容は見せていただくんですが、1点だけこの活動指標なんですが、基本目標1の部分の活動指標と、それから次の基本目標2の活動指標と同じ平日学校の授業時間以外に1日あたり平均30分以上読書をしているというのが出ていますね。これは確かな学力の向上なので、この部分はできれば家庭学習の時間という質問項目があったかと思うんですが、こちらのほうが良くはないですかという意見ですが。

(事務局) 申し訳ございません。こちらの方については、子ども教育ビジョンに載せている部分ですので、途中で変更するというのは、基本的にはその当時色々と個々に設定させていただいていますので、ちょっと途中で変えるというのはしんどいかなと。

(委員) 10ページでご質問です。活力ある学校づくりということで、3つの課題が上がっている中で2の(1)教職員の働きやすい環境づくりということについてお尋ねします。

取組内容の4の(1)の2つ目のところで、教育委員会で削減している会議や調査、配布物の精選という事がありますけれど、これは学校ではいかがですか。学校現場での会議、それから調査、配布物といったことについて、削減の方向性やその内容の吟味、精選ということについては同時に行われているのでしょうか。

(事務局) 同時に行っていただいております。

(委員) 是非とも働きやすい環境づくりということで吟味していただいて、こういったペーパーワークといいましょうか、それから不要な会議ということについてはなるべく削減していただくようなことを、引き続き率先して促進していただければというふうに思った次第です。

2点目、質問です。(2) 学校の組織力の向上の中で校長・教頭・主幹教諭・指導教諭の方々の学校組織マネジメント力の向上ということが取組としてあがっているわけですが、実際、研修などでそういったマネジメント力の向上を図られているのはよく理解できるのですが、具体的な学校運営という中で、学校経営という中で教職員がどれだけ残業しているか、それから家庭に持ち帰りの残業がどれくらいあるのか、そして土日の部活の時間、各教員ごとに校長・教頭それから学年主任、そういった先生方がですね、どの程度把握されているかといったことについての検討は、どのぐらい進んでいるのでしょうか。また実際行われている例もありましたら教えてください。

(事務局) 校長・教頭それから教職員でも、教員と養護教諭とか栄養教諭とかに分けまして毎月調査を行なっております。こちらの方にあがってくるものを更に県の方にあげているということでございますが、総勤務時間の縮減につきましては校長会の代表者、それから教職員の代表、教育委員会事務局等でかなり検討させていただいて、総勤務時間の約3% (2.8%) だったんですけど、その削減とそれから部活の休養日の見直しとそして具体的にはスマートルールではないんですが、会議の持ち方等につきましてもそういったマニュアル等もみせながら、各校でそれぞれに更に市の目標値を決めた後、各校の目標値を決めてそれをホームページにもアップしていただき学校経営計画にもだしていただきながら、進めさせていただいている所です。県もかなり細かな調査を行なっております。これがまた負担になるということもありますが、土曜授業の振替につきましても厳しく言われているところで、これ以上できないなっていうぐらい、一応進捗の管理はかなり細かく書いていただいていると思います。

(教育長) 28年度、29年度どうですか、今言ったのは。

(事務局) 28年度に比べて29年度はということで、実はですね県の方からちょっとほめられたことがございまして、県下的には若干ではあるんですけども、若干は減ってきていると。逆に調査をすればするほどあがってきているというか、そういったところもございまして、名張市は全体的にやや削減が進んでいるということで、どうしてそういうことができたのかというお問合せをいただいている所ではあるんですが、しかしながらものすごく遅々たる進み方です。

(委員) はい。状況について非常によく細かく把握されて、対応されているご様子がよく理解できました。今回のこの教育ビジョンの方の進捗には直接出てこないお話、影の部分だとは思いますが、随時またそういったことについても、教育委員会にて状況を教えていただけるようにということを希望致します。

それから3点目なんですが、この取組内容10ページ目の4の(1)取組内容の所で下から4行目です。学校現場における受動喫煙防止対策・敷地内禁煙についてお尋ねし

ます。学校現場では、現在このような禁煙活動それから喫煙場所の設置というようなことについて、どの程度ご検討それから運用は進んでいますか。そのことについても教えてください。

(事務局) 学校の中では校舎内はもちろん禁煙になっておりまして、それから敷地内におきましても、今ほぼ、実は行事等ございまして、地域の行事とかですね運動会等々がございまして、そこらへんで地域の方に十分なご理解をいただくところまでの作業が、まだ必要であるということで、すべての学校で100%敷地内禁煙まではいっていませんけれど、子ども達の前で喫煙をすとかそういったことは100%ありません。

これにつきましては、うちの名張市の職員安全衛生委員会の学校部会の中でも毎年検討され、更にですね毎年メールがまいりまして、それについてもですね、いつになったら100%敷地内禁煙になりますかと定期的なご指導を国レベルで発信している方がみえて、そういうチェックをされる方もみえるんですけど、丁寧に検討は進めています。100%敷地内禁煙に向けて取り組んでいきたいと思っております。

(委員) 14ページになります。この基本目標5の安全で安心な教育環境の整備という中で、5の検証の所の(2)14ページの中ほどになりますけれども、年間欠席日数の児童生徒のことなんです。この年間欠席日数15日以上ということで、連続して欠席されている方、長期欠席になる方、この方々の人数を減らすと、それと未然防止する、早期対応するというところで、非常によく取組を続けていただいているものと理解しているんですけども、一方で本当にですね、なかなか登校が難しい方の復帰というようなことで、復帰を促すことも一つの教育だと思うんですけど、復帰が難しい場合の継続的な学力向上といいましょうか、復帰しないままでの学力向上についても現状取組をされているんだと思うんですが、この点で復帰をすることをあたかもですね、よいこととして数値化をするようなことばかりでなくて、復帰できない方もある意味多様性を認めて、それなりに学力を向上させるような考え方もひとつあるのかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

要はむやみに登校させることばかりを急ぐことなく、長い目で復帰というようなことで、それぞれの児童生徒の状況に応じた教育的配慮ということについても対応していただいているものと思うんですけど、そのあたりの現状について教えていただきたいです。

(事務局) この児童生徒につきましても、調査でいきますと、今、全ての子ども達の状況につきましても市で把握をしているところですが、更に児童の関係機関、適応指導教室や発達に関わる医療、それから児童相談所等々ですね、連携はかなり進んでいます。ですのでケース会議を持たせていただきながら、それとともに適切な対応の仕方はないかということで進めさせていただいていますので、これは今言っていたように、子どもにとって最も良い自立支援の仕方ということについて、見つけていきたいと思えます。

(教育長) 他、いかがですか。よろしいでしょうか。色々ご覧になっていただきまして、

またこのことにつきましては、急なことですので、しっかりと見ていただいてご意見等ありましたら事務局の方へお出しをいただきたいと思ひます。

私からもですが、特に検証を、今後の方向性等については前年度を見ていませんので比較できませんけれども、同じようなことを挙げているだけでは意味がないわけですので、そのへんのところもしっかり見ていただきながら、きちとした形で公表をしていきたいと考えておりますので、委員の皆様方につきましても何かありましたら、改めてお出しただけたら大変ありがたいなと思ひますのでよろしくお祈ひします。この件につきましてもこの程度でとどめておきたいと思ひます。それではその他の(2)義務就学者の就学校の変更についてを議題と致します。

(2) 義務就学者の就学校の変更について 【非公開】

(3) 児童生徒の問題行動について(10月分) 【非公開】

(4) 平成30年成人式の実施について

(事務局 説明)

(教育長) はい。説明が終わりました。これにつきまして何かご意見、ご質問等ございましたら。今も説明にありましたけれど、アドバンスコープADSホールが工事中で使えない。しかもこの日が消防の出初式と重なっておりますね、午後の2時開会ということになってきますので、会場が今までと違う形で非常に、過去にもHOSアリーナでしたことはあるわけですが、なかなか会場に入ってもらいにくい、またちょっと落ち着かない。こういう形の中で別のまた心配もあるわけですが、せつかくのことで成人のお祝いの会ということですから、しっかりと式典を進めていきたいと考えておりますので、教育委員の皆様のご理解とご出席を賜りたいと思ひている所ですが、何かありましたら。よろしいでしょうか。はい。それでは無いようでございますので、またご案内がいくかと思ひますので、よろしくお祈ひをいたしたいと思ひます。続きましてその他の項目に入りたいと思ひます。各所属からの諸事項、各室長さんからありましたらお出しください。

(5) その他

・各所属からの諸事項

(事務局) はい。お手元に第10回本の帯コンクールの受賞作品集を付けさせていただいております。表彰式は先日の教育フォーラムの中で開催しましたのと、その会場で受賞作品の展示をしております。この受賞作品を図書館の方で、11月29日から12月の28日まで1階のラウンジの所で展示しておりますので、教育フォーラムでご覧いただいたかと思ひますが、また改めてご覧頂ければとよいなと思ひます。それからよろしければ宣伝もお祈ひできればと思ひます。以上です。

(事務局) 市民スポーツ室の方からまず御礼でございますけれども、11月19日に行わ

れました、ひなち湖マラソンにご参加いただいた委員の皆様、本当にありがとうございました。走っている時はいいお天気だったのですが、表彰式は大変なお天気になりましたが、ありがとうございました。参加者485名ということで盛会なうちに終わらせていただきました。それと来る2月の18日の日曜日に、第11回のみし国駅伝が行われますけれども、一昨日土曜日、陸上競技協会さんに10区間、補欠を入れて20名の選手選考をしていただき、2月18日に向けて頑張っていたくという形になっております。

(教育長) ご承知おきをいただければと思います。

なお、委員さんが今回、12月22日を持ちまして教育委員の任期を満了されますが、今回でご退任となりますので、この正式の定例の教育委員会につきましては本日が最後でございますので、一言ご挨拶を頂ければありがたいと思います。

(委員 挨拶)

(教育長) どうもありがとうございました。また委員さんにおかれましては18日の総合教育会議に来ていただきますので、事務局の皆さん方には、ご挨拶を受けたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。なおですが、19日の議会の最終日の人事案件で新しい教育委員さんを承認していただくということでございますが、今の所その方向で動いている所でございますが、公表できておりませんのでご理解いただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても委員さんには8年もの間、大変お世話をおかけしましてありがとうございました。今おっしゃってくれましたように、今後も教育委員会のためにご尽力いただけるという非常に力強いお話をいただきましたので、またいろいろな面でご協力いただければと思います。ありがとうございました。

これを持ちまして第9回定例教育委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(全員) ありがとうございました。